

S キヤノン化成(株)石下事業所 2007年データ

所在地: 茨城県常総市杉山1460-1  
 業務内容: 事務機ゴム部品の製造  
 設立: 1982年



水質(事業所排水)					
	項目		法・条例基準	事業所基準	実測最大値
健康項目	カドミウム	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	シアン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	有機リン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	鉛	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	砒素	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	総水銀	(mg/l)	0.005	0.004	<0.0005
	ジクロロメタン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	四塩化炭素	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.04	0.032	<0.001
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.4	0.32	<0.001
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	3	2.4	<0.001
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.3	0.24	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	チウラム	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	シマジン	(mg/l)	0.03	0.024	<0.001
	チオベンカルブ	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	ベンゼン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001
セレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005	
ホウ素	(mg/l)	10	8	<0.1	
フッ素	(mg/l)	8	6.4	0.18	
アンモニア・亜硝酸・硝酸性窒素	(mg/l)	100	80	10	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		5.8 - 8.6	5.9 - 8.5	6.4 - 7.9
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/l)	25(20)	20	13
	化学的酸素要求量(COD)	(mg/l)	25(20)	20	9.3
	浮遊物質(SS)	(mg/l)	40(30)	30	<5
	n-ヘキサン抽出物質(全)	(mg/l)	-	5	<5
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	(mg/l)	5	5	-
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	(mg/l)	10	8	-
	フェノール	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	銅	(mg/l)	3	2.4	<0.2
	亜鉛	(mg/l)	2	1.6	0.23
	溶解性鉄	(mg/l)	10	8	0.7
	溶解性マンガン	(mg/l)	1	0.8	<0.1
	クロム	(mg/l)	1	0.8	<0.005
	大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	3000	2400	<1
	リン	(mg/l)	16(8)	8	1.7
窒素	(mg/l)	120(60)	60	24	

- \* 法・条例基準: 法規制等(水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例)で最も厳しい基準。
- \* 法・条例基準値の括弧内数値は日間平均値。
- \* 事業所基準値: 法規制で最も厳しい基準の80%値。
- \* n-ヘキサン抽出物質(全)は社内規程によりn-ヘキサン抽出物質の鉱物油と動植物油の測定値を合算した値で管理をしています。事業所基準は鉱物油の法・条例基準値を適用し、基準値を超過した場合、鉱物油、動植物油個々の再測定を行っています。

大気(煤煙)				
	項目		事業所基準値	実測最大値
ボイラー	NOx	(ppm)	180	88
	煤塵	(g/Nm <sup>3</sup> )	0.3	<0.001

- \* 事業所基準値: 大気汚染防止法基準値を適用。
- \* ボイラーは燃料に灯油を使用しているため、ほとんどSOxの発生はありません。

騒音(単位: dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
朝	60	51
昼	65	55
夕	60	52.4
夜間	50	49

- \* 事業所基準値: 騒音規制法規制値を適用。

振動(単位: dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
昼	70	41
夜間	60	41

- \* 事業所基準値: 振動規制法規制値を適用。

悪臭(単位: ppm)		
項目	事業所基準値	実測最大値
アセトアルデヒド	0.1	<0.002
トルエン	30	<0.01
キシレン	2	<0.01
酢酸エチル	7	<0.01
臭気	-	<10

- \* 事業所基準値: 茨城県生活環境の保全等に関する条例の規制値を適用。